

平成 26 年 4 月 1 日

製薬会社各位

独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院 薬剤科

薬剤科 MR 活動規定

日頃は当病院における「医薬品情報提供活動」にご協力いただきありがとうございます。MR 活動に際し、以下のとおりに規定しております。ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 担当 MR の院内活動基本事項

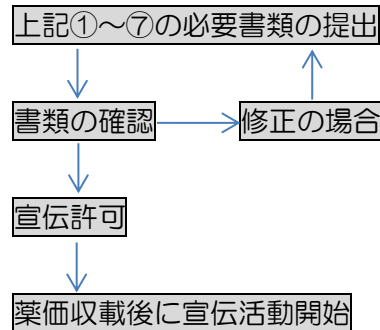
- (1) 新担当MRの方は、事前に当病院規定の「担当 MR 調査票※病院ホームページからダウンロード可」を記載して提出してください。当部で登録をし、訪問証（ネームプレート）を作成します。顔写真の準備は不要です。（無料）
- (2) 円滑な医薬品情報活動を目的として、院内医師向けホームページに担当MRの氏名・連絡先を載せております。変更がある場合は速やかにお知らせください。
- (3) 来院時は薬剤科内入り口で、訪問登録を行ってから、訪問証を着用して活動を行ってください。お帰りの際は帰院登録をし、訪問証を戻してください。

2. 医薬品宣伝活動に関して

新たに新薬などを当病院で紹介宣伝する場合は、下記①～⑦の資料をA4版ファイルに入れてDI 担当者に提出してください。宣伝許可を得た後、薬価収載済みのものから宣伝活動を実施できます。

- ① 医薬品宣伝許可申請書 ※病院ホームページからダウンロード可
- ② 「新製品概要調査資料」※病院ホームページからダウンロード可
- ③ インタビューフォーム（冊子）
- ④ 新医薬品「使用上の注意」概要
- ⑤ 製品情報概要（パンフレット）
- ⑥ 「新製品概要調査資料」に記入した内容の根拠となる文献資料（必要部分のみ）
- ⑦ 当該医薬品に関するその他の情報（トピックス、治療上の位置付け等）

《宣伝開始までの流れ》



注意

- ① ご提出いただいた資料は、薬事委員会の資料に使用します。内容は責任をもって記載してください。
- ② 医師からの問い合わせ等への対応は、宣伝許可の有無にかかわらず随時行ってください。

3. 薬剤科への医薬品情報提供に関して

(1) 緊急の医薬品情報提供について

安全性情報などの緊急性を有する情報については、速やかにDI担当者に伝えてください。また各医師への伝達もできるかぎり速やかに行ってください。

(2) 安全性情報（副作用報告）について

病院内における副作用の一元化管理に努めております。副作用の情報を得た場合は「副作用調査票」、「副作用感染症報告書」等の写しを科長までお届けください。

(3) 添付文書改訂・包装変更等、講演会の案内について

使用上の注意改訂・包装変更等、講演会や勉強会案内の情報については、薬剤科入口の所定のケースに入れてください。ただし重要な内容で付随説明がある場合にはDI担当者までお伝えください。

(3) 医薬品卸会社の情報提供担当者の方へ

対応は科長が行います。ただし流通情報、使用上の改訂、包装変更等などのお知らせは、随時、調剤室リーダーに伝えてください。

(4) その他

DI担当者との面会時間は、薬剤科入口に掲示の「DI面会表」をご確認ください。